

企画競争実施の公示

令和2年5月22日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 副理事長 小島 滋

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務名

令和2年度広報企画支援業務

(2) 業務内容

本業務は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下、「当機構」という。)の業務に対する理解と協力を得ることで当機構の円滑な事業促進に資することを目的として、広報活動の課題の洗い出しとその対応方策の検討、危機管理広報に係る方策の検討、本年1月にリニューアルを行ったウェブサイトの効果確認等の作業において、広報・PRの高度な知見を有する専門事業者に対し、企画立案に係る支援を求めるものである。詳細は、仕様書のとおりである。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月10日まで

(4) 履行場所

当機構 本社

2 競争参加資格要件

以下の条件を全て満たし、競争参加資格を有すると確認された者とする。

(1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成15年10月機構規程第78号)第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 当機構本社における平成31・32・33年度の物品購入等競争参加資格において「4 役務提供等⑥広告・宣伝、⑩調査・研究又は⑫その他」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

なお、平成31・32・33年度(令和01・02・03年度)の全省庁統一資格において「役務の提供等」(等級及び地域は問わない)の資格を有する者は、上記の資格の認定を受けているものとみなす。

(3) 企画提案書の提出期限の日から見積合せの時までの期間において当機構本社又は国の各機関から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (5) 競争に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
(6) 業務実績に関する要件として、平成 27 年度以降に完了した以下のア及びイの同種業務（再委託による業務は含まない。）の実績を有すること。

ア 国の行政機関又は首都圏と首都圏以外に複数の拠点を有する独立行政法人（特殊法人又は認可法人を含む。）の危機管理広報を含む広報企画支援に係る業務

イ 国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数 1,000 人以上の企業に限る。）の企業広報に係るウェブサイトの調査分析に係る業務

- (7) 配置予定の総括責任者に関する要件として、平成 27 年度以降に完了した以下のア及びイの同種業務（再委託による業務は含まない。）の経験を有すること。ただし、総括責任者 1 名では、要件を満たせないときは、総括責任者以外で当該経験を有する者の配置により満たすことを可とする。

ア 国の行政機関又は首都圏と首都圏以外に複数の拠点を有する独立行政法人（特殊法人又は認可法人を含む。）の危機管理広報を含む広報企画支援に係る業務

イ 国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数 1,000 人以上の企業に限る。）の企業広報に係るウェブサイトの調査分析に係る業務

※「首都圏」とは、首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく地域をいう。また、「特殊法人又は認可法人」とは、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 9 号の規定の適用を受けるもの又は特別の法律に基づいて数を限定して設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人のうち、特別民間法人に該当しない法人をいう。

3 手続等

(1) 担当部署

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー25 階
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 本社 経理資金部会計課
電話 045 - 222 - 9049 FAX 045-222-9047
メールアドレス kaikei.hns@jr-tt.go.jp

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

本公示の日から令和 2 年 6 月 19 日（金）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日。）を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分（12 時 00 分から 13 時 00 分の間を除く）まで。

イ 交付場所

(1) に同じ。説明書等の交付を希望する場合は、あらかじめ (1) の担当者まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和 2 年 6 月 19 日（金） 16 時 00 分まで

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により(1)の場所へ提出すること。

エ 添付書類 資格審査結果通知書の写し(全省庁統一資格により企画提案書を提出する場合に限る。)

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約事務規程に基づく契約手続の完了までは、機構との契約関係を生じるものではない。

(8) 資格審査及び企画提案等の評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

(9) 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

(ア) 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

(イ) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(10) その他の詳細は説明書による。